

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年11月29日(2012.11.29)

【公表番号】特表2008-525391(P2008-525391A)

【公表日】平成20年7月17日(2008.7.17)

【年通号数】公開・登録公報2008-028

【出願番号】特願2007-547581(P2007-547581)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/891	(2006.01)
A 6 1 K	8/37	(2006.01)
A 6 1 K	8/31	(2006.01)
A 6 1 K	9/06	(2006.01)
A 6 1 K	47/14	(2006.01)
A 6 1 K	47/32	(2006.01)
A 6 1 K	47/34	(2006.01)
A 6 1 Q	13/00	(2006.01)
A 6 1 Q	15/00	(2006.01)
A 6 1 K	8/34	(2006.01)
A 6 1 K	8/42	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	8/891	
A 6 1 K	8/37	
A 6 1 K	8/31	
A 6 1 K	9/06	
A 6 1 K	47/14	
A 6 1 K	47/32	
A 6 1 K	47/34	
A 6 1 Q	13/00	1 0 2
A 6 1 Q	15/00	
A 6 1 K	8/34	
A 6 1 K	8/42	

【誤訳訂正書】

【提出日】平成24年10月12日(2012.10.12)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

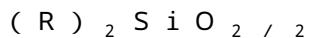
【請求項1】

シリコーン材料で形成された、化粧品もしくはパーソナルケアで使用のための活性分子、または製薬用途ための薬剤的または生物学的活性分子を放出するためのゲルまたはエラストマー形態であるシリコーン材料であって、

該シリコーン材料中に該活性分子および適合剤が取り込まれており、該適合剤が該シリコーン材料のシリコーン成分と混和性であり、そして該活性分子が適合剤中に可溶性であり、

該適合剤がミリスチン酸イソプロピル、パルミチン酸イソプロピル、イソノナン酸イソノニル、ジオクタン酸ネオペンチルグリコール、分枝パラフィン、有機官能性シリコーン

、あるいは次式の 4、5、6 または 7 D シロキシリ単位の環状鎖からなるシリコーンオイルから選択される：

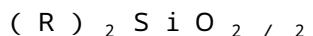


ここで、同一であるか又は相違する記号 R は、それぞれが直鎖または分枝鎖の C<sub>1</sub> ~ C<sub>6</sub> アルキル基、またはアリール、または 6 ~ 8 炭素原子を有するアルキルアリール基を表し、該シリコーン材料が、ヒドロシリル化触媒の存在下で、アルケニルシロキシ単位を有するポリ有機シロキサンと、水素化シロキシ単位を有するポリ有機シロキサンとの間のヒドロシリル化反応によって得られ、

該活性分子が、メントール、メチルジイソプロピルプロピオンアミドおよびそれらの混合物からなる群から選択される、材料。

【請求項 2】

該適合剤が次式の 4、5、6 または 7 D シロキシリ単位の環状鎖からなるシリコーンオイルである：



ここで、同一であるか又は相違する記号 R は、それぞれが直鎖または分枝鎖の C<sub>1</sub> ~ C<sub>6</sub> アルキル基、またはアリール、または 6 ~ 8 炭素原子を有するアルキルアリール基を表す、請求項 1 に記載の材料。

【請求項 3】

R がメチルである、請求項 1 または 2 に記載の材料。

【請求項 4】

R がフェニルである、請求項 1 または 2 に記載の材料。

【請求項 5】

該適合剤が、ミリスチン酸イソプロピルである、請求項 1 に記載の材料。

【請求項 6】

該適合剤の含有量が、全組成物に対して表して、5 ~ 50 重量 % である、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の材料。

【請求項 7】

該含有量が、10 ~ 30 重量 % である、請求項 6 に記載の材料。

【請求項 8】

可溶化された活性材料の濃度が、該適合剤の不存在下で可溶化することが可能な最大濃度より少なくとも 1.5 倍多い、請求項 1 ~ 7 いずれか一項に記載の材料。

【請求項 9】

該活性分子が、部分的に可溶化された状態および部分的に分散した状態で存在するよう、取り込まれた該活性分子の量が、該適合剤の可溶化最大容量を超える、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の材料。

【請求項 10】

該活性分子および適合剤の全含有量が、全組成物の重量で 75 % までである、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の材料。

【請求項 11】

該活性分子および適合剤の全含有量が、全組成物の重量で 50 % までである、請求項 10 に記載の材料。

【請求項 12】

該シリコーン材料中に可溶化された該活性分子の濃度が、該材料の全重量に基づく重量で 5、10、15、20、25 または 30 % 以上である、請求項 1 ~ 11 のいずれか一項に記載の材料。

【請求項 13】

該全活性分子含有量が、該材料の全重量に基づく重量で 5 ~ 60 % である、請求項 1 ~ 12 のいずれか一項に記載の材料。

【請求項 14】

該活性分子が、該適合剤と混合され、次に該混合物が、該シリコーン材料を生成する組

成物またはそのシリコーン成分の1種に導入される、請求項1～13のいずれか一項に記載の材料。

【請求項15】

該シリコーン材料を生成する組成物および該適合剤が混合され、次に該活性分子が加えられ、そして混合される、請求項1～14のいずれか一項に記載の材料。

【請求項16】

請求項1～15のいずれか一項に記載の材料を含む物品。

【請求項17】

該物品が、靴への挿入品、膝当て、衣類、スポーツまたは身体の保護品から選択されることを特徴とする、請求項16に記載の物品。